

●宗像 充 (むなかたみつる)

『子どもに会いたい親のためのハンドブック』著者。1975年生まれ。自身も2007年に連れ合いと別れた後、2年半子どもと引き離された。



離婚後どちらかの親に親権を決める単独親権制度に疑問を持ち、共同親権運動ネットワークを発足し、法改正運動にかかわる傍ら子どもに会いたい多くの親の話に耳を傾けている。

【ごあいさつ】

離婚家庭に対し、学校や地域は、同居親のみを子育ての担い手とし、離れて暮らす親(別居親)は追い払われることがあります。裁判所に行ってもよくて月に1度数時間程度しか子どもに会えません。だれにも相談できないまま、子どもと再開する日を待ち望む親は多いのです。それだけでなく、親が親扱いされないことで周囲に大事にされていないと感じるのは子どもです。

「子どもにとって離婚は家が二つになること」

もっと自然に親子が親子でいられるように。子どもが今よりもっと愛情を感じられるように。もう一つの道筋をとともに探しましょう。

(2017年6月)

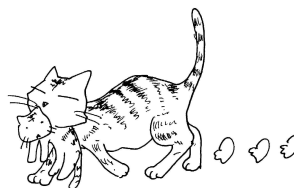
事務所への行き方

【公共交通機関】

- ・高速バスは東京/新宿、名古屋、横浜、大阪、長野から出ています。中央道「松川」で下車、松川インターから大鹿行の14時9分(1日1本。2017年現在)の路線バスで50分。
- ・電車ではJR飯田線伊那大島駅下車、大鹿行の路線バス(1日4本)で50分。
- ・村内にタクシー会社はなく、終点のバス停「大河原」からは徒歩30分なので、事前にお電話いただければバス停まで迎えに上がります。
- *かなり秘境の観光地ですので、時間の許す方は村内での宿泊をお勧めします。

【自家用車】

- ・中央自動車道松川インターで下り県道59号線を大鹿村方面に進みます。天竜川に架かる橋を渡り、「渡場」の信号を右折。後は小渋川を右手にひたすら奥へと進み、右前方に大鹿村役場が見えたら右折し、しばらく行くと大鹿村の中心部大河原です。
- ・商店のある市街地を抜け、橋を渡る手前で左折して坂を上がると、文化財の福德寺のお堂のある上蔵(わぞ)という集落です。「洗風荘」という民宿の緑色の看板が出ています。それをたどってきてください。
- ・中央高速松川インターから事務所まで約50分。大鹿村の中心部大河原から約10分。
- *お車でお越しの場合は問い合わせください。



おおしか家族相談

〒399-3502

長野県下伊那郡大鹿村大河原2208

T・F 0265-39-2067

メール munakatami@gmail.com

*不定休。電話での予約受付は水曜以外の平日午前9時～午後7時

おおしか 家族相談

親どうしが別れても
親子が親子であるために



子どもの連れ去り、片親引き離し、離婚・別居、DV、男性相談、家族の修復、男女問いません
……親どうしが別れても子育ては続きます

相談申込み【内容と料金】

相談の申込み予約は電話またはメールで

たとえばこんな経験はありませんか？

「帰宅すると妻と子どもがいなくなっていた」

「裁判所で月に1回での子どもと会って離婚するよ
うに言われます。毎日会っていたのに」

「子どもを会わせたいけど、どうやっていいのかわ
からない」

「夫(妻)から暴力を受けている」

「身に覚えのない暴力を妻から言われている」

「子どもの学校に行くと、校長に学校に立ち入らな
いように言われた」

「養育費を払ってもらえない」

一人で悩むより、まずは電話してください。

T・F **0265-39-2067**

(平日午前9時～午後7時)

メール munakatami@gmail.com

*不定休ですが土日、祝日は電話での受付は
していません。不在時は留守電にメッセージ
を残して下さい。折り返します。



■相談・カウンセリング

*電話相談も行っています。ご予約下さい。

1時間4000円

(kネット会員は3000円)

2時間までで7000円(同5000円)

*大鹿村在住者は1回1000円

■付き添い支援 (相談後に実施します)

1時間1000円～2000円(交通費別途)

*行政や警察、弁護士に出向く際、同行し、
代弁(アドボケイト)します。また、裁判所に
付き添って心理的な支援を行います。事前に
相談の上行います。

*他、**共同養育(面会交流)**に関する
付き添い・送迎、連絡調整等の支援の詳細は
お問い合わせください。事前相談が必要です。
送迎1回につき7000円が基本です。

【振込先】

八十二銀行 松川支店

(普) 0303595

ムナカタ ミツル

【共同親権運動ネットワーク会員割引】

共同親権運動ネットワーク(年会費3000円)
にご入会の方は、相談基本料金に関し値引き
措置があります。

*経済的に困窮している方は申し出下さい。
共同親権運動ネットワーク(kネット)

日本では、離婚時に子どもの親権をどち
らかの親に決めることで離婚が成立します。
裁判所では、親権は先に子どもを確保した
ほうに与えられます。親権者は子どもの養
育責任を一身に負わされ、親権のない親は
子どもと会う保証がありません。どちらの
親も苦しく、子どもの気持ちは顧みられま
せん。両親が子どもの成長にかかわり続け
ることで、子どもは親に大切にされている
という実感を持つことができます。

kネットは「別れた後の共同子育て」が
できる社会と法制度づくりを目指す全国ネ
ットワークです。同居別居、男女、親子を
問わず、そのための支援を行っています。

*おおしか家族相談は、kネットから相
談・支援業務の委託を受けています。

kネットの活動・相談窓口

■松川町での別居親自助グループ

毎月第3土曜日午後3時～5時

松川町社会福祉協議会相談室

■全国無料電話相談

毎月第1、3金曜日午後7時～8時半

TEL 0265-39-2116

問い合わせ(サイトは「共同親権」で検索)

TEL 0265-39-2116

メール contact@kyodosinken.com